

熊地第110号  
平成29年3月9日

巡回連絡実施要綱の制定について（通達）

**【概要】**

この要綱は、熊本県地域警察の運営に関する訓令（平成7年熊本県警察本部訓令甲第7号）第18条の規定に基づき、巡回連絡を適正かつ効果的に行うため必要な事項を定めたものである。

本要綱の項目は、

- 趣旨
- 警察署長の責務
- 基本的実施要領
- 巡回連絡カード等
- 個人情報に関する指導教養の徹底 等

となっている。